

文化芸術活動等でご利用される方の減免措置について（ご案内）

県民が行う文化芸術活動、趣味又は教養に係る活動、まちづくりに係る活動及びボランティア活動を推進するため、下記のとおり、施設使用料の減免措置を実施します。

【実施概要】

- ◇ 減免の対象施設・減免の額
対象施設：全ての施設（天平ホールを除く）
減免の額：施設使用料の半額
- ◇ 減免の対象となる利用
 - ・利用日から3か月前までの期間に新たに利用申込を行うもの
 - ・他の減免規定の適用を受けていないこと
 - ・利用日が令和8年度中であること
- ◇ 減免の対象となる施設利用者
県内に事務所又は活動の拠点を有する個人又は団体のうち、次に該当しない者
 - ・国、地方公共団体等
 - ・営利活動、政治活動、宗教活動を目的とする団体
 - ・暴力団等又は暴力団等と関係を有する個人又は団体
- ◇ 減免の対象となる活動内容
 - ・文化芸術活動
 - ・趣味・教養に係る活動
 - ・まちづくりに係る活動
 - ・ボランティア活動
- ◇ 減免の方法
利用申込書と併せて「奈良県コンベンションセンター使用料減免申請書」及び「事業計画書」を提出する。
- ◇ その他
 - ・施行日（令和8年3月1日）以降の利用申込から適用

【お問い合わせ窓口】

奈良県コンベンションセンター 予約・催事担当
Tel.0742-32-2290 E-mail: info@nara-cc.jp